

## 輸入航空機の新規登録申請に必要な書類

①航空機新規登録申請書（所有者の申請）

～航空法第5条、航空機登録令第12条～

②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）

～代理申請権限の確認～

③製造国（輸出国）発行の輸出耐空証明書(Certificate of Airworthiness for Export)の原本とその写し（原本は確認後返却）

～航空機の証明～

④公証(Notary Public)済みの譲渡証 (Bill of Sale)（原本）

注) 新造機の場合は製造会社、中古機の場合は外国において航空機を所有していた者が発行した公証 (Notary Public) 済みの譲渡証(Bill of Sale)原本が必要となります。

～所有権を有することを証する書面～

④-2所有権確認書（所有者が複数となる場合）

～所有権の持分の確認～

⑤製造国（輸出国）発行の無国籍証明書(Non-Registration)

～二重国籍取得防止のため～

⑥所有者（代表権のある者）の印鑑証明書（法人）（三ヶ月以内のもの）又は運転免許証等の写し（個人）

～各書類の真正性の証明～

⑦所有者の住民票（個人）（三ヶ月以内のもの）

～日本国籍の有無等の確認～

注) 法人の場合における法人登記事項証明書は提出不要です。

⑧航空機の自重を表す資料（写しでも可）

注) 滑空機の場合は提出不要です。

～登録免許税算出の基礎～

⑨登録免許税の納付

支払い済みの領収証書（原本）

注) (1) 登録免許税が3万円を超える場合

金融機関の窓口で納付し、その納付に係る領収証書（原本）を申請時に提出してください。なお、納付書に記載する税務署名は「麴町（コガマ）税務署」、税目は「登録免許税」としてください。

(2) 3万円以下の場合

申請書に収入印紙を貼り付けて提出することにより、納付することができます。

<登録免許税額>

1トンにつき3万円。

例) 2トン未満の場合 3万円

2トン以上～3トン未満 6万円

3トン以上～4トン未満 9万円

<以下、新所有者が法人の場合>

○日本で登録されている航空機を所有していない法人の場合 (⑩~⑬)

⑩申請人の役員2/3を超える人数分(代表者は必須)の住民票(三ヶ月以内のもの)

⑪株主名簿(代表者等により証明されたもの)又は有価証券報告書(最新のもの)

⑫全体の2/3を超える議決権を有する人の住民票(三ヶ月以内のもの)

注) 法人の場合における法人登記事項証明書は提出不要です。

⑬その他 航空法第4条第1項の審査のため、上記⑩~⑫の他、別途書面の提出が必要とされる場合があります。

○申請時に日本で登録されている航空機を所有している法人又は現に有効な航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可を得ている法人の場合 (⑭)

⑭航空法第4条第1項の規定に該当していない旨の誓約書

注) 現に有効な航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可を得ている法人の場合には、誓約書に加えて当該事業許可証の写しも提出。

※1. 上記①~⑭は、外国の製造会社又は外国における所有者から直接の売買により取得した航空機の登録を想定しています。その他書類が必要とされることがありますので、ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。(例えば、輸入業者を介した場合で、輸入業者に所有権移転後、申請人に所有権が移転している場合は、④の他、当該輸入業者から申請人への譲渡証、当該輸入業者の印鑑証明書が必要となります。)

※2. 航空機の新規登録を行った場合、航空機登録証明書が交付されます。

航空機登録証明書は窓口での交付の他、希望する場合は郵送による交付も可能です。

郵送による交付を希望する場合は、申請時に郵送用の封筒(B5 サイズ以上、郵送先住所・氏名等を記載済み・切手貼付済みのもの)をご用意ください。

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111(内線48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. [hqt-register48146@gb.mlit.go.jp](mailto:hqt-register48146@gb.mlit.go.jp)

※従前使用していた [hqt-register@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-register@ml.mlit.go.jp) は、  
2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30~12:00 13:30~17:00)